

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

「ベア・ゼロ」から大量失業の嵐の時代へ…………… 2

「住専」は支配階級の矛盾と危機の現れ…………… 3

——血税を出すのはナンセンス——

◇投稿◇

「社民党」強化論者の嘘八百…………… 6

国労バツヂ裁判、不当な判決…………… 9

——国労バツヂをめぐる三二七四日間の攻防——

資料1 「新社会党・平和連合」に合流…………… 11

資料2 「新社会党」の党づくりの基本と当面の組織方針…………… 12

神戸が問いかけるもの…………… 14

——阪神・淡路大震災と住宅復興をめぐって(二)——

読者からのおたより…………… 16

新社会党が三月三日、全国結成大会

午後一時より、日本青年館で

旬刊 社会通信

NO. 629

一九九六年二月二日号

一九九六年二月二日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

■ 巻頭言 ■

「ベア・ゼロ」から大量失業の嵐の時代へ

労働組合の組織率は二三・八%で史上最低、完全失業率は三・二%で史上最高。昨年度の労働統計の象徴である。資本家たちはこの数字にまだ満足していない。「日本はレーガンのアメリカの時代で、経済の構造改革はスタートライン」というのである。

レーガンの時代、アメリカの巨大資本は「パール・ハーバーを想い出せ」と、生産性向上のため、労働者の首を切りまくった。ゼネラルモーターズで二四万人、IBM一七万人、アメリカ電信電話会社一三万人という首切り旋風が吹き荒れ、結果、全労働者の三分の一から五分の二が職場から追い払われた。これでもまだ切り足りない、アメリカ電信電話会社は七万七八〇七人の希望退職募集を強行している。企業業績は向上した。しかし、アメリカ労働者の生活水準は一九七〇年代に逆もどりしてしまった。一九八〇年代を通じて、賃金はなんと一八%も低下したのである。

日本の資本家どもは、アメリカに比べればまだ首を切り足りない、その第一段がベア・定昇ゼロ、春闘方式の見直しだというのである。昨年、「ベア廃止」論を打ち上げた三井金属鉱業社長は、「経営者」（日経連機関誌）二月号で、本音を次のように語っている。

「——「ベア廃止」論が大きな反響を呼びましたが……」

現在の経営環境をみますと、右肩上がりのインフレ経済から右肩下りのデフレ経済へ、経済のパラダイムが変わりつつあります。また、円高により製造業のコスト競争力が失われ、海外移転が加速されて国内空洞化の問題が起きています。さらに、当社の事業内容も大幅に変わってきており、受注産業の色彩をいちだんと強めてきました。こういう状況下で経営基盤をきっちりしていくためには、従来型の「定昇+ベア」という労働条件の決定方式を見直し、業績に連動して決めていく考え方が大事ではないかと思えます。

——定昇は残すと表明しておられますね。

本来、業績連動型をより徹底すれば、定昇も止めるべきです。定昇は終身雇用を前提とした人事管理制度と不可分の関係にあります。定昇をなくすとなると、人事制度にまで踏み込んで根本から変えなければなりません。「定昇とベアをやる理由は二つ。一つは物価上昇を吸収するため、もう一つは生活上分である」と組合は言います。けれども物価上昇は九五年はマイナス〇・三%です。わが社の定昇は二%弱ありますから、物価上昇は十分吸収できます。あとは、今までベアでみていた生活上分をどうするかという問題が残ります。しかし、ベアのお金とポーンナスのお金に違いがあるわけではありません。業績が上がればポーンナスは出すといっているのですから、定昇によって物価上昇分は吸収できますし、生活上分はポーンナスアップによって年収を増やしてやれば解決できます。

——この時期にこういうお考えを出されたのはなぜでしょう。

一つは、九五年四月から幹部社員に年俸制を導入したからです。年俸制は、業績連動型の給与労働条件の決め方の最たるものです。ところが、ワーカークラスは個人の能力と業績がなかなかリンクしません。だから、ワーカークラスに年俸制を導入しないけれども、業績を揚げる努力をしないと労働条件はよくならないという意識改革を狙ったのです。」

次号に述べるように、大量失業の時代は欧米諸国をはるかにしのぐ勢いで押し寄せてきている。

「住専」は支配階級の矛盾と危機の現われ

——血税を出すのはナンセンス——

さきがけとの合同は無理か

丸ごと新党の社民党は、旧社会党よりも立派になったのか、何かよいことがあったのか、ということになるとさっぱりである。執行部内の対立も、これからのことも相変らずである。次の新党は、新党さきがけとの合同の合意ができたときということになっているが、見通しは暗い。村山党首は「五月を一つの目標としてやるのが良い」と記者団に新党結成の時期に言及した（一月三十日）。これに対して、新党問題スポンサー労組の後藤森重・自治労委員長は翌日にやはり記者団に「その前に選挙が終ってしまうのではないか。年度末の予算成立後、何があっても不思議ではない。新党で戦う気持があるのか、疑念を感じている」と批判しているのである（朝日新聞による）。

新党さきがけは社民党との合同にどう対処しようとしているのか。実際には誰れもわからないというのが本当であろう。さきがけ党内では武村代表と鳩山由紀夫代表幹事などは推進派（その場合でも党首か幹事長をなどという条件は出そうだ）だが、田中秀征副代表を先頭に反対派も多く党内の意思統一はできていない。田中氏は「新党問題に慎重だから経企庁長官として入閣させた」とマスコミの一部は伝えているが、大臣の方が発言力が出る場合もあるから必ずしも社民党との関係だけではない。むしろ選挙に弱い（三勝五敗）田中氏を入閣でプラスにしようということではないのか。

横路前北海道知事と組んで、「リベラル新党」を推進してきた鳩山さきがけ代表幹事は、今度は社民とさきがけは解体して新勢力（リベラル・保守第三党）の結集をはかるべきだといっている。これは党内事情を反映しての発言であろう。党一本でまとまって「さきがけ」が「社民党」と合同はできないため、それぞれ自民党や新進党に行くもの（選挙協定も含めて）、社民党の労組票をねらうものと様々である。村山社民党は野坂副党首がこの問題を担当しているが、いいかげん振り廻されているようだ。

考えてみれば社民党にとってさきがけとの合同は、多くのマイナスはあるが一利もないのではない。社民党がさきがけと合同すれば①さらに保守党色を強めることになる、②この合同には、海江田、山花、さらに横路の各氏らに連らなる反労組、反長老、反左派のグループも加わることに、新党は自由主義的分散主義傾向の強いものになる。③住民運動や大衆的諸活動のできない、益々選挙一本やりの党が生れる、ということだろう。そして生き残れる「三極」はできず、この新々党はやがて分解する。

社民党やさきがけのような中・小党が生き残るみちは、小選挙区制を廃止して、中選挙区制度にもどることである。小選挙区制では、一大保守権力（政権）党とその二分の一以下の中・小党が若干残ることになる。そして一度その政権党ができれば、相当永く一党支配体制が続き、政党政治、議会制民主主義は死滅の危機を迎える。

われわれの「護憲ネット」や「新社会党」系の議員、仲間が本気で反対したことが、よ

うやく理解されてきている。土井衆院議長や村山社民党首からも批判的発言が出るようになった。まだ少数だが国会議員のなかからも反対の動きが始まっている。それでも次の総選挙前の改正は間に合わないかもしれないが、批判が無いよりはある方がよいに決まっている。しかし次の総選挙前に改正ができなければ、日本の政治は最悪の反動時代を迎えることになる。これらの動きに対して新進党は新保守主義の党らしく激しく反発している。新進党は小選挙区制で一挙に政権をとろうというのだから（そうなるとは見られないが、「住専」や「沖繩」で自民党批判票は大きくなると見ている）当然であるが、新党さきがけの鳩山代表幹事も見直し論に反対している。反対だけでなく将来は、比例分の二百人を削減して「三百の小選挙区だけにすべきだ」といつている。驚くべき暴言である。この人を社民党の一部では、次の新々党の党首にしようと考えていたのだから笑止千万である。もっとも戦後最初に小選挙区制の実現を本気でやろうとしたのが当時の鳩山一部自民党総裁だったのだから、その孫の鳩山さきがけ代表幹事が小選挙区制にこだわるのも毛並みのせい（？）かもしれない。

マスコミと親の七光りで有名になり、さらに虚名を維持するためにいろいろなパフォーマンスをやる若手政治家にはマユツバ的存在が多い。この鳩山由紀夫氏もその一人でなければよいが。やがてそのうち激しい政治状況の動くなかで「本物」かどうか判かるうというものである。

「住専」問題で社民党に集中砲火

消費税のときよりも国民の反発が大きい、ということを経本首相も認めている住宅金融専門会社（住専）の処理をめぐる問題は、いよいよ拡大し、自社と連立内閣の屋台骨がゆらぎ始めた。日本資本主義の独占体制が強大に形成されているだけに、今日の不況は恐ろしい長期にわたり、しかも広範にして深刻にならざるをえないような諸条件を具備しているのである。そのなかで支配階級（保守政治勢力と財・官界）は、この資本主義の基本的矛盾の爆発で、その支配体制が崩壊する可能性（危機）の進行すらも考えられるのである。したがって不況を防止するために、そしてひとたび不況に突入した場合には、一日も早くこれから脱却することが国家独占資本主義政府の最も重要な課題であり、使命になるわけである。

今度の不況の場合、逸早く自民党は汚職・腐敗によって政権の座から追われ、その後は細川、羽田、村山と連立内閣によって不況対策（早期の景気回復の手段）がとられてきた。村山内閣の退陣をこの面から捉えるならば、不況対策を支配階級の立場に徹して実行することができず、赤字国債の乱発による公共事業予算の拡大や「住専」の処理などの予算編成まではやったが、これで国会を押し切り、実行できる自信がなく（支配階級の本格的な不況克服策は勤労国民の生活と権利を無視することになるだけに）、武村氏と共に上手に逃げたといえる。そこまで村山氏は首相として考えたかどうかは別として、あのまま次の総選挙まで村山内閣が続いていたら、まさに国民の怨嗟（えんさ）の声のなかでポロポロになって退陣していただろうと思う。

橋本自民党首相は、現在の日本支配階級の本流であり、財界・官僚等の代表である。いうならば「日本国家傾いて忠臣出づ」である。村山氏やその盟友武村（前大蔵大臣）氏がいかに「リベラル」的ではあっても限界があり、資本主義の危機（基本的矛盾の爆発）に

「新保守主義」の政治姿勢をとれるほど人間は悪くないのである。橋本氏は中曽根康弘氏が後見人であるだけにタカ派であり、政治手法は田中角栄・金丸信の流れである。だからといって支配階級を救う「忠臣」になれるかどうかは別の問題である。

一方新進党だが、この党は旧公明党・学会と旧民社党などと談合するなかで結成された保守傍流であり、やがて支配階級の思惑によって、自民党が一大政権党になれば解体し分化する政党である。現在は野党であるため住専問題では反対派であるが、どこまで追及できるかわからない。小沢一郎党首は条件付きで「財政資金の投入もやむなし」となっていた。しかし世論の盛り上りによって、次の総選挙に有利とみて「税金を使うことには反対」と変っている。新進党内は三つの派閥に分離しており（羽田・細川系、旧公明系、小沢旧民社系に）、派閥抗争と総選挙対策によって揺れ動く党でどこまで闘えるか、疑問である。

さらに問題なのは、社民党である。「火中の票ならぬ『住専』を拾う」ことになった久保且蔵相兼副総理（社民党副党首）は、よくよく旧社会党と現社民党をつぶすことに努力する人である。まさに「獅子身中の虫」である。「住専」の破綻処理に「国民の血税を使う根拠・理由がどこにあるのか、誰れのために使うのか」という極めて簡単な問いに、あれだけ国会で論議していても答えになっていない。このことは日本の国家独占資本主義体制の矛盾がいかに深刻かということを表現しているのである。

支配者側がこの経済的、政治的危機にあるときこそ、勤労者の側、支配されてきた中小零細企業、農民、年金受給者などの弱者の立場に立つての「改革」のときであり「政治革新」のときである。社民党が旧社会党の「らしさ」を少しでも残して、たたかう意欲があるならば、今こそ労働組合、市民・住民層に働きかけて運動の輪を広げるべきである。この大事なときに動けないのは、橋本内閣のもとで大蔵大臣を出しているからではないのか。それとも第三保守新党になったから今までの大衆運動と関係ないのか。憲法による日本の民主主義と生活と権利を守る立場から全ての革新政党と大衆組織は立ち上るべきである。

新社会党への期待と運動

新社会党の結成全国大会は三月三日であるが、この党は「社会党らしさ」の再建にふさわしくまさに大企業、オール保守体制が反勤労者、反弱者の政治姿勢で、国家独占資本主義の延命のための諸施策に対して、これと対決し、大衆運動を前進させるなかから発足することになった。大衆運動がなければ、権力とのたたかいはできない。地域で職場で大企業優先の政治・行政の横行に抗して「草の根」の活動を開始することである。

「住専」は秋に決まる消費税率の引上げと連動しており、赤字国債の乱発のツケを国民に負担させようとしている。

①直ちに「住専」と「消費税」反対の署名運動を開始しよう。

②週刊新聞「新社会」の読者をつくりながら教宣活動を地域住民と組合員のいるところを始めよう。

③新社会党の理念を貫くとき、言行一致の活動を展開するとき、明るい展望がある。

（政権研究班）

◇ 投稿 ◇

「社民党」強化論者の嘘八百

一月一九日、日本社会党全国大会は、綱領・規約・党名を根本から変更し、その五〇年の歴史を終えた。新党・社会民主党の基本的政策内容は創憲型解釈改憲であり、党則は利益誘導型保守党のそれである。

しかし、こうした社会民主党であっても、社会党五〇年の歴史の反映として、社民党のなかでも「社会党的」な護憲の立場と運動を継続して進めようと真剣に考えている党員がいることも事実である。すでに支部段階のみであるが、こうした旧社会党員が多数を占める社民党組織にあつては、限られた範囲ではあるが護憲の社会党の立場からの活動も可能であろう。社民党内にあつて「社会党的」なものを守り活動していこうとする努力は、もちろん新社会党に結集して行なわれるものであれば数倍の意義を持つものとなるが、けつして無駄ではなく、いずれ大きく護憲の勢力が力を合せようというときの一翼となりうるものである。だから、新社会党に來ないからダメだ、といった極め付けをすることは、明らかに誤りである。

とはいえ、社民党内にあつて「社会党的」なものを守り活動しようということは、たいへんに困難なことである。新社会党の党員として活動するよりも、もっと困難なことだとも言える。例えば、社民党中央が自衛隊のゴラン高原派遣を認めていることに対しこれに反対していくこと、住専での尻ぬぐいを税金でおこなうことに反対していくこと等々、社民党中央の政策に染まらないための努力と活動が必要である。これを怠っていくと、いつの間にか自然に、社民中央の政策に順応してしまう。これは、消費税問題での旧社会党での方針転換を考えてもすぐに分かる。旧社会党時代のある良心的地方幹部の例だが、彼は「もし社会党が消費税まで認めてしまったらもう辞める」と語っていたのだが、税率五%を認めた中では、高齢社会に対応するためには税制改革として率引き上げもやむをえないと主張するようになった。こうした事例は、県本部役員のみでなく、総支部役員、さらに一般の党員にも多くみられたのではなからうか。

したがって、社民党内にあつて「社会党的」なものを守り活動しようとする旧社会党員は、きわめてはつきりと社民党の基本政策や党則への批判の意識を持ち、日常的にそれを検証していくことを問われていく。このような自覚を持たずに、ただ社民党内部でも護憲の活動が可能だと考えていけば、いずれは流れに身をまかせて、解釈改憲路線に飲み込まれることになる。

旧社会党「良心派」地方幹部たちの変節

ところが、社民党の基本政策や党則にたいして護憲の立場で真正面から批判・論争するのではなくて、逆に、一月一九日の社会党全国大会で社民党のなかで活動していく条件が確保されたと言語り、社民党の一員となることを積極的に肯定する旧社会党「良心派」地方幹部の一群の人達がいる。

この人達が語るその理由の第一は、当初の「基本理念」案に〈守り〉という言葉が挿入され、社民党は護憲の立場をとるようになった、というものである。ところが、誰もが知っているように、社民党は「限定防衛」を掲げ、日米安保の軍事同盟体制を積極的に推進

する方針を掲げている。つまり、旧社会党内での論争で言えば、自衛隊・日米安保条約を合憲だと主張する解釈改憲の立場を社民党は引き継いでいるのである。だから、〈守り〉が挿入された社民党基本理念の第一項目は、「社会民主党は、日本国憲法が掲げる主権在民、基本的人権、国際協調の理念を〈守り〉創造的に発展させます。」となったのだが、これは本来の意味での護憲ではなくて、せいぜいのところ明文改憲には反対するという意味での「護憲」にとどまるのである。この事実を目をつぶり、「社民党は護憲の立場をとるようになった」と語ることは、すでに「社会党的」なものを本気で守ろうとする意志を放棄していることである。

明文改憲には反対するという意味での「護憲」であれば、宮沢・元首相でもそうであり、新党さきがけの中の多くもそうであろう。だから、社民党内での活動を語るこれら地方役員たちは、これら保守勢力との合流で社民党がさらに新・新党に移行することへの拒否感も希薄である。というよりも、村山・社民党首の新党論の先頭に立っていると言うこともできる。

かつては「左派」に括られていたこれらの人達が「護憲」と語ると、自民政権の解釈改憲（なしくずし改憲）政治に対決した本来の意味の護憲を想起してしまう。だが、村山派の一員に墮落してしまった彼らの言う「護憲」は、解釈改憲を意味するものへとすでに変質していることを知っておかねばならない。

なお、ついでに言えば、〈守り〉とされたのは、憲法の「理念」と称されるものであり、憲法そのものは対象となっていない。また、憲法理念の創造的発展の立場に変化はなく、「創憲論」という明文改憲にも道を開いた内容である。

彼ら社民党地方役員が語る理由の第二は、旧社会党の総支部にあたる支部協をつくれることになったから社民党内でも充分活動していける、というものである。もちろん、社民党内において少しでも「社会党的」なものを維持していこうとする努力には、旧総支部に近い組織をつくれることは大切である。

しかし、これは社民党党則の基本部分、基本的性格に手を付けたものではない。旧社会党の規約と社民党党則の根本的な違いの一つは、社民党では議員後援会や諸自己利益集団が大手を振って「支部」を結成できるし、それが組織の主眼とされている点にある。社民党は時間の経過とともに、労組集団入党（ペーパー黨員集団）や自己利益集団がますます多数を占める政党となり、活動家がコツコツと日常活動を地域・職場で支持を広げていくものではなくて、カネと権益で動いていく組織となっていく。すくなくとも、こういうことを展望して策定されたのが、社民党の党則である。実際、すでに社民党中央は、「NPO、NGO、経済界や産業界にまで広げた」黨員拡大を呼びかけているのである。

したがって、この致命的な党則の本質への批判を怠っていないのは、旧社会党の総支部にあたる支部協そのものも、自己利益集団が権益を実現するための保守型のものに転落してしまうのである。ところが、彼ら社民党地方役員は、労組幹部に支えられ、労組お抱えの議員集団に地位保障を依存しているため、この本質批判を口に出すことすらなく、もちろん除去する意志もないのである。

彼らが語る理由の第三は、党名が「社会民主党」となったことは社民党が「社会民主主義の党」であることを示している、という珍奇な理屈である。こうなるともうこちらが赤面してしまうし、彼らの思想的な墮落を嗤うしかなくなってしまう。社民党が、立派な自由民主主義の政策を掲げていることは、一目瞭然で論証以前の真理である。

護憲の日常闘争による共同を

こうした旧社会党地方幹部で現社民党地方役員の変節を視野に入れて考えると、どうなるか。一方で、社民党の中で護憲の基本政策を守って活動していきたいと考えている旧社会党員、他方で、すでに思想的には変節しながら「護憲」を語りこれら良心的旧社会党員に乗っかっている地方幹部、という構造が浮かび上がってくる。

それでは、これからの護憲勢力の大きな結集を考えた時、社民党内部の護憲勢力を励まし、墮落した地方幹部の影響を最小限に抑えるにはどうしたら良いのであろうか。結論的なポイントは、社民党内部で護憲勢力を形づくる人達が、護憲の基本政策を堅持し続けていけるよう直接・間接の実質的な連係をしていくことにある。そうすれば、これからの政党再編成などの時の流れとともに、順次、問題が解決されていくことになる。

このための具体的な活動の第一は、新社会党が護憲の立場から、先に挙げた消費税や住専などの個々の政治課題において的確で迅速な方針・政策を示し、それを大衆行動として展開することである。このことが、社民党の護憲の人達を励まし、場合によっては地域・職場での共同行動を可能としていく。

第二に、社会党五〇年の歴史で今も運動と組織が継承されている護憲運動・原水禁運動などについて、それを絶やさせず下支えをもする共同の作業を熱心に進めることである。五月の護憲集会、八月の原水禁大会、秋の護憲大会、これらの集会に向けた諸活動といったものを怠ってはならない。このことが、新社会党への信頼感を確実なものとし、また、新社会党の運動上での社会的な位置をつくりあげていく。

第三に、やはり労働運動での新社会党の活動である。社民党幹部の決定的な弱点は、労働組合の幹部とは結び付いて力を行使しているが、一人一人の労働者の実態とは遊離していることにある。その基本的な立場が、労使（資）協調にあることは、言うまでもない。しかし、個々の社民党員がそうだというわけではない。労働者の権利・雇用を守ろうとする職場での権利・反合理化闘争は、護憲の立場を持つ社民党員の人達と日常で協力しあっていることができる。社民党には財界・保守勢力などと闘うという立場は完全に消え去っているが、労働者の実態に依拠した職場での闘いは、この社会には相対立した勢力があること、搾取の現実を示さざるをえない。この運動があるかぎり、社民党の党員のなかから、護憲の意識を抜き取る策動は決して成功しないのである。

かつて、自治労など総評内左派を形成していた労組の中央幹部は、連合に加わっても総評路線は守ると語って地域の幹部をなだめ、連合へ加入を促していった。そして今や、自治労などの中に総評的なものを発見するのはきわめて困難である。では、連合加入の時に、地方の幹部が本当に総評路線を守れる、あるいは守ろうと考えていたかと言えば、多くの場合はそうではなかった。中央役員が地方役員にウソを語って「納得」させたように、地方の役員も半ばウソと知りながら中央からの受け売りを組合員に語って聞かせたのである。

これとそっくり同じ構造が、社会党の社民党への移行にあたっても生じている。しかし、護憲の旗を鮮明に掲げた新社会党の出發によって、旧社会党地方幹部で現社民党地方役員の保身の行動は必ずしも成功していない。地域によっては、すでに破綻しているところもある。短兵急とならず、旧社会党地方役員の意図的な嘘八百を明らかにしつつ、護憲の日常闘争に力を注いでいこう。

(風)

国労バッヂ裁判、不当な判決

——国労バッヂをめぐる三二七四日間の攻防——

一九八九年三月二〇日に都労働委員会が交付した「国労勝利」の救済命令を不服とし、J R 東海会社が東京地方裁判所に命令の取り消しを求めていた事件で東京地方裁判所は、本日（一九八九年十二月十四日）一五時、都労働委員会の救済命令を取り消す不当な判決を言い渡しました。

【判決本文】

不当労働行為はなかつたものとする。したがって、六二年不六〇号の命令（都労委命令）を取り消す。

1、**処分発令** 組合バッヂ着用が処分の対象にされたという事例は、国鉄時代のあの激しいマル生攻撃のさなかにもその後の「ヤミ・カラ」攻撃の際にもありませんでしたが、新会社に移行した途端、つまり、一九八七年四月一日から五月二二日までの期間に組合バッヂを着用していた国労新幹線支部所属の組合員七五名に対し、J R 東海会社は「厳重注意」処分を通告しました。

2、**手当てカット** さらに会社は、組合バッヂを着用している処分を受けた社員は欠格条項の「勤務成績が特に良好でない者」に該当するとして、同年の夏季手当てから五％を減額し翌年の昇給についても減俸しました。

私たちは、団結権が憲法で保障されている上、団結のシンボルとしての組合バッヂ着用は労働者に与えられた当然の権利であるとの立場にたち、①不当な攻撃に抗し、職場におけるバッヂ着用の取り組みを強化する、同時に、②第三者機関を活用して闘うとの方針を意志統一しました。

この時期は、職場に怒りが充満し「労働委員会闘争に勝利しよう！」をスローガンに闘いの気運が高まっていました。

3、「**三点セット**」の取り組み 労働委員会闘争の準備作業のなかで会社側による「処分理由」を検討したところ、国労バッヂ着用以外に社章や氏名札の不着用も処分理由に含まれていることが判明しました。そこで、弁護団もまじえて協議した結果、国労バッヂ・社章・氏名札のいわゆる「三点セット」を着用する取り組みをすることとし、あくまで「争点」を国労バッヂに限定して労働委員会闘争にのぞむことにしました。

そして、一九八七年七月三日、都労働委員会に対し、(1) 不当処分を撤回すること、(2) 手当て五％減額分を支払うこと、(3) 謝罪すること、などを内容とする救済申し立てをおこないました。

4、**都労働委員会命令** この申立てに対して、都労働委員会は一九八九年三月二〇日、会社の不当労働行為を明確にしたうえで「処分を撤回すること・手当て減額分を支払うこと・昇給欠格条項の対象者にならないこと」などを内容とする国労側勝利の命令を交付しました。

この勝利命令は、恫喝や処分を受けながら歯をくいしばって闘ってきた職場組合員に大きな自信と勇気を与えました。同時に、職場には「これでバッヂ攻撃がとまる」という期待感もありましたが、実際には、都労委命令が国労バッヂをめぐる攻防の終止符とはならず、その後、長く苦しい試練の闘いが始まりました。

5、**行政訴訟** 会社はこの都労委命令を不服として、同年四月一七日東京地裁に救済命令

の取消しを求める訴訟をおこしました。

行訴は、当初から予定されていましたが、職場の雰囲気は微妙に変化していきませんでした。都労委命令に大きな期待をかけて頑張ってきただけに、救済命令によって決着しない現実を前にした失望感、さらに、「裁判が決着するまで十年はかかる」という会社側の言動が組合員の気持ちを重くしていきましました。

6、闘えば、損する?! 私たちの「都労委命令に従え!」という抗議にもかかわらず、会社側は「まだ、裁判所の判断が出たわけではない」という聞き直りの姿勢のもとで、依然として不当処分・手当て減額・昇進差別を毎年のように繰り返しました。

「管理者から現認され、注意を受けるのは何んともない。それだけなら国労バッヂを着けつづけて頑張れる。でも、賃金差別はキツイ。毎回、毎回の手当てカットに妻がボヤいている」という声や、「国労バッヂ着用者は昇進試験に合格しない、と管理者に言われた。他労組に所属している人は四等級、五等級と上がっていくのに、俺は三等級のままで後輩たちにも追い抜かれた。国労バッヂを外そうかと迷っている」など、会社の実損差別に耐えきれないという職場組合員の声が聞かれるようになりました。そして、「闘えば、損する」というムードが拡がっている職場では、隣の仲間に「いっしょに着け頑張ろうよ」と言い出すことができず、着用率が次第に低下していきましました。

7、権利は与えられるものではない こうした経験のなかで私たちは、たとえ、「法」や「命令」があつてもこれを守らせる職場からの闘いがなければ労働者の権利は確立されないとこのことをまなびました。そこで、もう一度、国労バッヂ闘争の意義や闘い方について職場からの討論を組織することにしました。

なぜ、会社はわずか1cm四方の国労バッヂにこだわるのだろうか? 着けて頑張っている人と、着けきれない人が本当に腹を割って話し合っているのか? どういう闘いなら全体で取り組めるのか?

そうした討論を小集会などで深めた職場からは、「バッヂで譲ると、職場の権利や慣行でもズルズル後退させられる」「モノも言えない絶対服従の職場づくりを狙っているのだからここで踏んばるしかない」「バッヂが無理なら国労マーク入りのタイピンかボールペンを全員で着けるところからはじめたらどうか」などの意見が出され、今日まで紆余曲折しながら地道な闘いが展開されてきました。

8、結審 一九八九年四月以降、約六年半の裁判闘争のなかで計二一回の口頭弁論がおこなわれ、組合側五名・会社側三名の証人がそれぞれの立場から証言をおこない、九五年六月一五日に結審しました。

当初は、十月二六日に判決の予定でしたが、諸般の事情から延期され、一二月一四日の判決を迎えました。

不当な判決に屈することなく権利を主張しつづけよう! 東京地裁より出された判決は、まったくの不法・不当な判決であり、怒りを禁じえません。また、その場で判決文を手にすることもできないという異例な判決でした。就業規則は企業内においてすべてに優先する絶対のものという考えは、企業ファシズムを助長させるものでもなく、とうてい許すことはできません。

支部は、この不法・不当な判決に屈することなく、上部機関とも連帯をとり、上級審での裁判闘争を継続することはもとより再度、職場から「国労バッヂ着用闘争」として「全組合員参加の運動」を取り組んでいく決意です。

資料1 離党宣言と新たな決意（一九九六・一・三）

「新社会党・平和連合」に合流

日本社会党は一月一九日の第六四回全国大会において党名、綱領、基本政策、規約、等を変更し、事実上の解党、そして新党に移行しました。第二次世界大戦の反省のもとに、反戦・平和、民主主義、人権擁護の護憲の党として積極的に、非武装中立の旗をかかげて闘ってきた日本社会党の歴史は、この日をもって名実共にその幕を閉じました。

旧社会党は「社会民主党」と名前を変えましたが、新綱領では「自由民主主義」の党であることを明確にうたっております。また、米ソの冷戦構造が崩壊し、日本の平和憲法がいよいよ世界にその真価を発揮しつつあるときに、護憲と不戦、非武装中立の旗を捨て、「限定防衛」を容認し、明文改憲に道をひらく創憲論を党の基本理念にすると言っています。

更に旧社会党は、日米安保の軍事同盟堅持を主張し、自衛隊を合憲に変え、ゴラン高原へ機関銃を持たせて派兵をし、米軍基地への強制使用を拒否する沖縄の太田県知事を、委員長長の村山首相（当時）が告訴することを容認しています。そして沖縄を安保条約の「再定義」によって、極東から全世界へ発進するアメリカの世界戦略の拠点にさえしようとしています。

また、「新防衛計画大綱」を認め、世界的な軍縮の流れに逆行して軍備増強路線に足を踏み入れました。当面の問題でも、憲法違反とも言われる破防法の適用や住専問題で巨額の血税を投入すること、さらには消費税率を大幅に引きあげること認めようとしています。もはや旧社会党は政党としての理念や基本政策、さらに具体的な個別政策においてすら、自民党、新進党と変わらない文字通りの第三保守党に転じた、と言わざるを得ません。

私たちは、もはやこれ以上このような頹廢路線の「社会民主党」と共に歩むことは断じてできません。

私たちは、本日をもって揃ってこの党から離党することを宣言致します。

同時に私たちは二一世紀に輝く平和憲法を守り、庶民の立場にたった政治を実行する新たな政党として「新社会党・平和連合」に合流し、速やかに東京に強力な党の建設をめざして、その第一歩を踏み出します。

全ての都民の皆さん、全国の皆さん！

私たちのこの不転の決断にご理解を賜るとともに、この新社会党が、時代の要請にこたえ、一日も早く政治の刷新を願う市民の要望を実現しうる政党に大きく強く育つよう積極的なご協力とご参加をお訴え致します。

旧日本社会党東京都本部 副委員長 永田悦子・旧日本社会党東京都本部 副委員長
 国分寺市議会議員 村松俊武・東村山市議会議員 佐藤貞子・東久留米市議会議員 宮
 秋道男・足立区議会議員 瀬川三則・北区議会議員 福田 実・新宿区議会議員 山田
 敏行・中野区議会議員 稲岡慶郎・中野区議会議員 久保明臣・渋谷区議会議員 塩野
 兼吉・中野区議会議員 江原栄昭

資料2 新社会党・党建設委員会（一九九六・一・一九）

「新社会党」の党づくりの基本と当面の組織方針（要旨）

I 旗揚げについての若干の経過（略）

II 強大な全国的組織をめざす

「新社会党」が名実共に日本と世界の政治に影響力をもち、全ての人々に生きる喜びをもたらすためには、国会議員の増大を支え、市民・住民運動、文化活動、そして労働運動に協力・推進できる全国的組織を持たなければならぬ。その組織は、

- (1) 党内民主主義の原則が十分に実行されること。
- (2) 綱領の理念をもとに広く門戸が大衆に開かれていること。
- (3) 党の組織が大衆のなかに広く根をおろし、行動性のあるものにする事。
- (4) 党は常にリーダーシップを発揮できる機能をもつことと、敏活に活動できるよう組織態勢づくりに努力すること。
- (5) 党の政策・方針（地域政策の重視）が正しく豊かなものにするために、学習・研究会、シンポジウムなどによって党内外の英知の結集に日常的に努めること、でなければならぬ。（当面の政治目標、規約、声明参照）

III 組織づくりのための当面の基準

三月三日（日）〈予定〉の「新社会党第一回全国大会」に向かつて、次のような組織づくりの基準をもって、当面の活動を積極的にかつ集中的に展開しようではないか。「鉄は熱いうちに打て」と先人はいう。

(1) 「新社会党の全国的結成のための決起集会」（一月一九日（金）一八時、於・東京都市センター）に組織づくりの中心的メンバーを結集し、ここを出発点に本格的組織づくりを行う。

(2) 入党届用紙を本部は早急に発行する。

(3) 旧社会党の人々に限らず広く新しい人々に働きかける。ことに女性への入党には特段の働きかけを行うこと。

(4) 旧社会党との関係については、「新社会党」づくりの諸条件がそれぞれ異なるのでその対応は、仲間と協議・討論を重ねることが重要である。しかし原則的には、一月一九日の大会で党名・綱領・規約などを変更すれば、リベラル新党の発足であることは間違いのない事実であるから、この新党に参加する者は社会党を離党（または機関上新党派が多数であれば支部・総支部の解散もありえる）して、リベラル新党へ入党届を出すのが当然のことである。しかし新党派は、離党者の増大を恐れて丸ごと新党へ移行しようと企図するであらう。われわれの側は、リベラル新党に反対し、各機関の決議のもとに「新社会党」に参加することが好ましい。「新社会党」の側が少数の場合は「新党に行かない」ことの意味表明を明らかにして仲間の結集を図ることである。結果的には分裂の形になることも恐れない。

(5) 「新社会党」への入党は、一月一九日以降随時本部で受け付けるが、支部・総支部の

確立をめざして、できるだけ組織的にまとめることを求めたい（三人で支部ができる）。第一回全国大会（三月三日（日））には少なくとも都道府県段階の準備会代表（代議員）としての参加が望ましい。結集の遅れたところもグループ代表を出席させるようにされた。

- (6) 党費については、三月分から納入する。
- (7) 党づくりに当たって、自治体議員と同候補者の役割は極めて重要である。「新社会党」の顔としての議員をもつことに努力すること。
- (8) 労働者対策については、各単産からの参加者、地域労組代表などを結集して、労働者対策委員会を設置して、対策を推進する。失業対策、反合闘争（職場活動）、春闘など大企業・財界との対決を通じて労働運動の活性化を図る。

IV 『週刊・新社会』の発行について

機関紙の発行は、党建設の大きな柱の一つである。紙の弾丸として組織活動の武器である。将来的には日刊化を展望しつつも、先ず、週刊紙として出発する。かつての新報読者を無党派にしないためにも精力的な拡張をはかる。

- (1) 三月一日号から発行する。月額一部六〇〇円。
- (2) 「見本紙」を一月下旬に発行するので、必要部数を本部まで要求されたい。
- (3) 分局づくりにも直ちに着手する。

V 選挙対策について

村山内閣の無責任な退陣によって、旧社会党の解体と第三保守党化が早まり、国会解散も早ければ夏から秋にかけての可能性が強まってきた。「新社会党」の党づくりと並行して、総選挙対策の推進が重要な課題となった。今度の総選挙は、最悪の小選挙区制度の下でたたかわれる。この選挙制度を廃止するためにもわが党は何としても生き残ることが重要である。「ふたけた」の獲得を目標に全力を挙げる。

- (1) 可能な限り早く各都道府県ごとに選挙対策委員会を設置する。
- (2) 三〇〇小選挙区に可能な限り公認候補を立てる。これによって、比例区の支持を拡大する。
- (3) 各都道府県は、各定数（小選挙区の数）四分の一以上を目標に候補の擁立を図る。
- (4) 比例ブロックの協議会を開く。重点ブロックを決める。

VI 「新社会党」の支援団体について

今までいろいろな形で、護憲派の結集を図ってきたが、「新社会党」の発足によって、党に「加わらない、加われない」仲間を後援組織（〇〇の会）にとどまってもらわなければならぬし、より積極的なものとして支援団体を組織する必要がある。

- (1) 「護憲懇談会」は残して後援団体の性格をもつようにする。
- (2) 各地の「懇談会」・「ネット」・「党建協」なども同様とする。
- (3) これらの団体会員の「権利」（例えば、委員長公選での投票権など）について、今後協議する。「党友」との調整を早急に行う。

「神戸」が問いかけるもの

—— 阪神・淡路大震災と住宅復興をめぐる(二) ——

昨年十二月、住宅会議の総会で被災一年になろうとする神戸を訪れた。総会の合間をぬって、神戸市議会議員の井上力さん(兵庫護憲社会党)には貴重な時間を割いて現地を案内していただいた。直接の当事者でない私がこのような報告を書くことの不遜を思いつつ、住宅会議での議論もふまえ、被災地・神戸が私たちに問いかけているものについて記すことにしたい。

遅れる住宅の復興、灘区を歩く

「地震なのかどうか、とっさには判断できなかった。形容もできない程の揺れがおさまった時、なぜか東京は大丈夫だろうか? そんなことを考えていた。:」

一・一七体験をこう振り返る井上さんのバンで、灘区周辺をかけ足でまわった。

前日に降り立った三ノ宮は、改築された阪急駅ビルの開店で大変なにぎわいだった。しかし、少し住宅地に入ると、更地やプレハブ仮設住宅、青いシートを屋根に被ったままの住宅が目立ち、鉄道や幹線道路などの復旧に比べ住宅の復興が著しく遅れていることがわかる。

「ここはおじいちゃんと娘さんが亡くなりました」

「ここはおばあちゃん:」

「ここは確か赤ちゃんを亡くしてます」

そんな会話が続く。記憶もしきれない数の死者の話聞きながら、今はがれきも取り除かれ平穏に見える町並みのなかに、当然のことながら六千三百余名のそれぞれの生命の無念があり、それに連なる家族や友人・知人たちの悲しみのあることを思わずにはいられなかった。

「いま、この街区では住宅の再建をどう進めるか住民の話し合いが続けられています。:カメラは持ってきていますか?」

「ええ、でも撮ってもいいでしょうか?」

「ほとんど撮ってください。神戸の住宅復興がいかに遅れているか、ぜひ知らせてほしいです。:」

そう話す井上さんにせかされながら、複雑な思いでシャッターを押し続けた。

被災マンションの再建は、一戸建て以上に深刻といっている。この時点(九五年十二月)でも、再建の合意のできたマンションは一棟のみだという。六甲山麓にあるマンションは一階が崩落し、全体が傾いて「危険!注意!」の看板がかかっていた。取り壊しだけは決まっているが、そのままに放置されたガレキや引越しの際の家具・ゴミなどが、再建への話し合いの進んでいないことを示している。エレベーター前の時計は、五時四十六分を指したまま止まっていた。

灘区の岩屋公園入口には「岩屋公園チロリン村」「灘の番外地」の看板がかかる。仮設住宅といまだ仮設に入れない被災者のコンテナやテントが同居している。公園の中心部は共同の生活スペースとして確保し、公園の外周にテントやコンテナを配置してきたが、敷地難からこの共同スペースに仮設住宅が入り込み共存する形になっていた。現在「共存体制」を強めるために、公園住民全体の自治会づくりを努力しているという。

摩耶埠頭岸壁の光景もすさまじいものだった。岸壁に引かれた白い破線が本来の岸壁の先端位置を示し、地震により三メートル近く先端が海側に動いたことを教えている。埋め立てられた埠頭の中心部は一メートル近く陥没し、その中の倉庫は波を打ったような姿をさらしていた。岸壁に建てられた「摩耶岸壁復旧工事」の特大の看板が、ここではすでに復旧のための予算がつき工事が開始されていることを教えていた。

仮設住宅が示す日本の住宅・福祉・人権の水準

震災一年を前に、政府は震災犠牲者数について約千名の追加訂正を行った。その中には、仮設住宅での高齢者の孤独死や自殺なども含まれている。戸数主義による遠隔地への仮設住宅の集中建設という被災者救援のあり方が、とりわけ生活弱者を中心に「二次災害」へと追い立てたといっている。

ノーマライゼーションの考え方が福祉政策の基本として強調されて久しい。高齢者にとっては、住み慣れた環境を奪われることが、生きる意欲を失わせ痴呆の進行や寝たきりの原因になることや、また、慣れない住環境ゆえの家庭内転倒事故が、寝たきりになる原因の上位を占めることも知られている。これら生活弱者に対する配慮が日常的な施策として確立されていれば、おそらく仮設住宅の在りようや生活面・精神面でのケアなどの対応は、相対に違ったものになったであろう。

住民がバラバラにされ、簡単に集まることもできないような遠隔地での仮設住宅生活の中では、住民主体のまちづくりなど進むはずもないのである。

住宅復興をめぐる神戸の現実、日本の住宅・福祉・人権の水準をそのままに暴露している。

公的な「個人補償」こそ急務

個人の住宅復興が進まない最大の理由は、公的な「個人補償」が全くなされない、この国の政治の仕組みである。政府は「自然災害に個人補償はない」として、私有財産となる住宅再建への公的援助をいっさい行っていない。

これまで個人に対しては、全国からの義援金が支給されているが一世帯五〇万円にも満たないものである。雲仙や奥尻の場合は一世帯千二百万円前後が同様の義援金から支給されたが、被災者の絶対数が阪神・淡路の場合比べものにならないのである。千七百二十億円（九五年十一月現在）という史上空前の義援金が集まったにもかかわらず、一世帯への支給は前記の通りなのである。

「自助努力」の典型とされるアメリカでさえ、連邦緊急事態管理庁（FEMA）が被災状況に応じて、個人に対する政府援助を行っている。九四年のノースリッジ地震の被災者には、地震発生から三日目に最高一万二千二百ドルの小切手が支給された。住宅の崩壊は「自助努力」の土台の喪失としてとらえられ、「個人補償」が制度化されている。

住専への財政支出六千八百五十億円、防衛費は対前年度伸び率二・五%の増加分だけで千二百十九億円、在日米軍への法的根拠のない「思いやり予算」は二千七百十四億円（九五年）になるという。元神戸新聞の記者・内橋克人さんは「住専への支出の半分を回せばケアを待つ人々を救える」（九六・一・十六朝日）と書き、自らも被災した作家の小田実さんは震災一年目の手記（二・十七朝日）をこう結ぶ。「これは『人間の国』か。」

（つづく・毛利孝雄〈日本住宅会議〉会員）

◇ 読者からのおたより ◇

護憲社会党再建 たいへんご苦勞さま。護憲社会党再建のためがんばろう。(長野・W)
「先誤五十年」 あらゆるメディア・場面で「戦後五十年」が語られた九五年度でしたが、一部の人の努力でニッポン国としてはアジアの中の自らの位置も、過去の責任も明確にできないままに、努力をした人たちに新たな課題を見出させただけの「先誤五十年」でした。今年はずっと闘いを前進させよう。(北海道・Y)

編集部より 課題は明確です。まず司令部を強化しましょうよ。今年最大のお年玉は「新社会党」が生み落とされたことですから。北海道でもがんばってよ。
大田知事を被告にするとは アメリカに遠慮があるのか、自民党・官僚に遠慮があるのか。沖繩の米兵暴行事件に端を発した沖繩県民の怒りに対し、村山政権の対応は目を覆うばかりでした。大田知事を被告に廻す如きは言語道断といわざるをえません。アメリカの核の傘を撤去しないかぎり、真に日本国憲法は生かされません。護憲運動はさらに重要になってきています。(名寄市・S)

編集部より 「世界週報」二月六日号に、「日米安保を強化する道」と題する論文がせられていました。筆者はマイク・モチヅキとおっしゃる米ブルッキングス研究所の연구원です。主張は「憲法を改正し集团的自衛権を認め」るために「中道左派からの改憲運動が好ましい」って。社会党の自壊でいよいよ改憲問題が具体化するのには目前です。**本物の理解** もっともつと若いこれからの労働者への指針をつき通して頂きたいと思えます。私も含めて上面だけ知ろうとして深層(本物の理解)は避けて通れればと考えがちです。(埼玉・W)

編集部より リアルタイムで世界の動きが報じられる現在、その時だけが強調され、それを生み出し、貫き、発展する傾向が見逃されがちです。全体を考えるには唯物史観を自分のものにするのが絶対に必要です。じっくり勉強しようよ。
社会党衰退の道 護憲の旗印をおろし、自衛隊容認など社会党の基本的方針を放棄したことが、社会党の衰退の道となったのですよね。(北海道・I)

編集部より おっしゃるとおり。私たちの進む道は明らかです。
ムキダシの資本主義 「むきだしの資本主義」の中で、私たちの進むべき道を明らかにしなければなりません。経済、政治、労働運動、文化等々。(旭川市・K)

編集部より 私たちも努力してまいります。たたかいの中でつかんだ教訓を前に突き出して下さい。

こんな時だから 政治情勢も混迷し、いよいよ激動の年となってきています。また国鉄闘争も真の意味で正念場といえます。こんな時だから足元をもう一度見直し、「正しいことは正しい、おかしいことはおかしい」と言い続ける運動を追求しつづけてい。 (埼玉・M)
再購読します 都合により購読を中止していましたが、再開します。(東京・I)
はじめてとりま 初めて定期購読させていただきます。(東京・K)

編集部より ご購読、心から感謝。ご感想、ご意見をお寄せ下さい。

震災一周年 久々に「社会通信」を購読させていただきましたことになりました。私も決意新たに新社会党に加入しようと思っています。課題は大衆闘争をいかに組織できるかだと思っています。震災一周年、被災地で仲間と共に闘いの再構築をめざします。(兵庫・K)